

病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟薬剤業務の実施体制

病棟名	当該病棟で算定している入院基本料	専任薬剤師の氏名

- 2 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況、副作用等の情報を把握し、収集した情報を関係する医療従事者に速やかに提供する方法
-

- 3 医薬品情報管理室の薬剤師と病棟薬剤業務を行う薬剤師の情報共有の方法
-

- 4 医薬品情報管理室で管理している情報を医療従事者が容易に入手する方法
-

- 5 迅速に適切な措置を講じることができる体制の概要
-

[記載上の注意]

- 「1」については、入院基本料（障害者施設等入院基本料を除く。）を算定しているすべての病棟の名称、算定している入院基本料及び専任の薬剤師の氏名（複数の場合は全ての氏名）を記載すること。
- 別添7の様式20により当該保険医療機関に勤務する全ての薬剤師の名簿を併せて提出すること。なお、その場合には、医薬品情報管理室に配置されている常勤の薬剤師であることがわかるように備考欄に記載するとともに、その他の薬剤師についても、病棟薬剤業務（当該薬剤師が病棟専任の場合は、当該病棟名を含む。）、調剤、医薬品情報管理又は在宅患者訪問薬剤管理指導のいずれに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記載すること。
- 「2」については、医薬品ごとの使用患者数、使用量、投与日数等の情報の把握方法及び発生した医薬品の副作用等の情報を積極的に収集するための体制について、具体的に記載するとともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。
- 「3」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。
- 「4」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易入手できることが分かる資料を添付すること。
- 「5」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。
- 上記「2」から「5」に係る業務手順書を添付すること。
- 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を添付すること。